

新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 大阪府は、蓄電池、太陽電池、燃料電池等に関する研究開発やデータ収集・試験分析・評価などの取組みを支援することにより、新エネルギー産業を創出するとともに、新エネルギー産業の進展と密接に関わりを持つ人工知能（AI）やモノのインターネット（IoT）等の第四次産業革命に関連する先端技術等の実証実験及び空飛ぶクルマの実現に向けた実証実験を支援することにより、新たな成長産業を創出するため、予算の定めるところにより、新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）府内企業

大阪府内に主たる事業所等を有する者をいう。

（2）府外企業

大阪府外に主たる事業所等を有する者をいう。（外国の法令に基づいて設置された法人企業を含む。）

（3）中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から4号に規定する事業を営む者であって、次のいずれにも該当しない者をいう。

- 一 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの
- 二 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有するもの
- 三 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの

（補助事業）

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第1条で定める目的に資する取組みのうち、次の各号に定めるものであって、知事が適当と認めたものとする。

（1）府内企業による研究開発等

蓄電池、太陽電池、燃料電池等に関する研究開発、試作開発及び実証実験（大学等研究機関による実用化や事業化に欠かせないデータ収集・試験分析・評価等を含む。）

（2）第四次産業革命に関連する先端技術等の実証実験

第四次産業革命や新エネルギーに関連する先端技術等の実証実験であって、大阪府内で実施するもの

（3）空飛ぶクルマの実現に向けた実証実験

大阪府での空飛ぶクルマの実用化を見据えた実証実験であって、大阪府内において実施するもの

（補助事業者）

第4条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のとおりとする。

（1）府内企業による研究開発等については、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 現在事業を営んでいない者で、府内において創業を予定しているもの
- 二 府内企業

（2）第四次産業革命に関連する先端技術等の実証実験については、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 現在事業を営んでいない者で、創業を予定しているもの
 - 二 府内企業
 - 三 府外企業
- (3) 空飛ぶクルマの実現に向けた実証実験については、次のいずれかに該当するものとする。
- 一 現在事業を営んでいない者で、創業を予定しているもの
 - 二 府内企業
 - 三 府外企業

(補助金の交付対象経費等)

- 第5条 知事は、別表1に掲げるもののうち、補助事業者が行う補助事業に必要なかつ相当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の額は、次の各号のとおりとする。ただし、(1)(2)の補助率については、中小企業者が補助対象経費の2分の1以内、それ以外の事業者が補助対象経費の3分の1以内とする。(3)の補助率については、補助対象経費の2分の1以内とする。
- (1) 府内企業による研究開発等については、750万円を限度とする。
 - (2) 第四次産業革命に関連する先端技術等の実証実験については、50万円を限度とする。
 - (3) 空飛ぶクルマの実現に向けた実証実験については、500万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書（様式第1号）は、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金 事業計画書
 - (2) 要件確認申立書（様式第1-2号）
 - (3) 暴力団等審査情報（様式第1-3号）
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(補助事業の内容等の変更申請等)

- 第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- 3 規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、補助事業遅延等報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(変更承認の特例)

- 第8条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更とは、別表1の各経費区分において、変更後の金額が変更前と比較して20%以内の変更とする。
- 2 規則第6条第1項第2号に定める軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

(補助金の交付申請の取り下げ)

- 第9条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下承認申請書（様式第5号）により申請の取り下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げ承認があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による報告は、補助事業遂行状況報告書（様式第6号）を、当該補助金の交付の決定を受けた年度の12月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、当該年度の11月30日までに補助事業を完了又は廃止したとき、または第3条第2号に定める事項にあっては、この限りでない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助事業実績報告書（様式第7号）を、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に知事に提出しなければならない。

(検査及び現地確認等)

第12条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は帳簿書類等の物件を検査し、若しくは補助事業の実施状況を現地確認することができる。

(補助金の交付)

第13条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

ただし、補助事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、規則第5条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

- 2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに交付請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付の決定通知を受け取った日以後、速やかに概算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度終了後10年間または次条第3項に規定する期間のいずれか長い方の間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

- 2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 規則第19条ただし書き並びに同条第4号及び第5号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間

- 4 第2項の規定により知事の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(実施結果の事業化報告)

第16条 補助事業者は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、補助事業に係る過

去一年間の事業化状況について、毎会計年度終了後15日以内に事業化状況報告書（様式第11号）を知事に提出することにより報告しなければならない。

（知的財産権に関する届出）

第17条 補助事業者は、補助事業に基づく発明又は考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等（以下「知的財産権」という。）を、補助事業年度及び補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく知的財産権取得等届出書（様式第12号）を知事に提出することにより届け出なければならない。

（収益納付）

第18条 知事は、事業化状況報告書により、補助事業者において、当該補助事業の実施結果を基に事業化が図られたとき、又は知的財産権の譲渡、実施権の設定があったとき、その他当該補助事業の実施結果を他に供与したことにより収益が生じたと認められたときは、当該補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を府に納付させることができる。

（成果の発表）

第19条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、当該補助事業者に発表させることができる。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月21日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年2月21日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日前までに新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日前までに新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前までに新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

別表1（要綱第5条第1項関係）

補助事業区分	経費区分	細目	補助対象経費の内容	備考
府内企業による研究開発等	研究開発費	開発事業費	原材料費、消耗品費、機械装置又は工具・器具の購入・試作・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、外注加工費	
		開発委託費	共同研究費、研究開発の一部を委託する経費	研究開発費の2分の1以内
		開発事務費	企業・共同研究機関・外部有識者等への謝金・旅費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、その他経費	
	試験分析費		データ収集、試験分析、評価等に係る経費	
	実証実験費		実証実験に係る費用	
第四次産業革命に関連する先端技術等の実証実験	実証実験費		実証実験に係る経費	
空飛ぶクルマの実現に向けた実証実験	実証実験費		実証実験に係る経費 (研究開発費用・実証実験費用に限る)	

【補助対象外経費】

補助事業期間外に行った事業や支払われた経費のほか、次のいずれかに該当する経費については補助対象外とする。

- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ・ 振込手数料や汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入等に係る経費
- ・ 直接人件費に相当する経費

(様式第1号)

年 月 日

大阪府知事 様

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金
交 付 申 請 書

標記補助金に係る事業を下記のとおり実施しますので、大阪府補助金交付規則第4条及び新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業の目的・内容等

別紙「新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金 事業計画書」のとおり

2. 補助金交付申請額

(1) 補助対象経費 金 円

(2) 補助金交付申請額 金 円

3. 補助事業完了予定期日 年 月 日

(様式第1-2号)

要件確認申立書

大阪府知事 様

私(当団体)は、大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。)第4条第2項第3号の規定に基づき、新エネルギー産業(電池関連)創出事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申立事項		
1	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等(以下「代表者等」という。)が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する 暴力団 、同条第2号に規定する 暴力団員 、同条第3号に規定する 暴力団員等 及び同条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。	はい・いいえ
2	代表者等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団 又は 暴力団員 を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	代表者等が、 暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に 暴力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	代表者等が、 暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	代表者等が、 暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
7	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	規則第2条第2号イ～ハマまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
9	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ

年 月 日

住所(所在地)

名称(団体名)

氏名(代表者)

※「1」～「7」で「はい」に「○」を付けた場合及び「8」～「9」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、
補助金の支給を受けることはできません。

(様式第1-3号)

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、バイオプラスチックビジネス等推進事業補助金の交付申請を行うにあたり、規則第2条第1項第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	役員氏名		生年月日				性別	住所（所在地）
	カナ（半角）	漢字	元号	年	月	日		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※役員数に応じ、適宜、行を追加すること。

※役員の変更による報告の場合は、変更した者のみにつき記載すること。

※氏名のカナは姓と名の間は半角スペースとし、漢字は姓と名の間は全角スペースとすること。

※生年月日の元号は、西暦は和暦に直し、明治は「M」、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」と記載すること。

※生年月日は半角数字を用い、一の位の1から9の数字については頭に「0」を付加（「01」～「09」）すること。

※性別は男性は「M」、女性は「F」と記載すること。

年 月 日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

(様式第1-4号)

該当事項届出書

大阪府知事 様

私(当団体)は、大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハに規定する次の各号のうち、第○号に該当する者となったので、本書面を届け出ます。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。)
- 2 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。)
- 3 暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)
- 4 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

(様式第1-5号)

間接補助事業者該当事項届出書

大阪府知事 様

私（当団体）は、新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金にかかる助成事業の全部又は一部を間接補助事業者に行わせましたが、当該間接補助事業者が大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハに規定する次の各号のうち、第〇号に該当する者となった（又は該当していたことが判明しました）ので、届出ます。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- 4 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

(様式第2号)

年 月 日

大阪府知事様

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る
補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業の計画（事業内容、経費配分）を下記のとおり変更したいので、大阪府補助金交付規則第6条第1項第1号・第2号及び新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 事業内容

(2) 経費配分

経費区分	補助対象経費		補助金交付決定額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	

※別紙積算明細のとおり

- (注) 1. 経費配分の変更を伴う場合のみ上記の表に記載すること。
2. 変更の理由及び内容は、できるだけ詳細に記入すること。

(様式第2号別紙)

補助対象経費の積算明細

変更前・変更後のそれぞれの事業費、積算明細を記載。(変更部分のみ)

(単位 円)

経費区分	細目	変更前事業費	変更前積算明細	変更後事業費	変更後積算明細
	計				
	計				

(様式第3号)

年 月 日

大阪府知事様

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、大阪府補助金交付規則第6条第1項第3号及び新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間

(様式第4号)

年 月 日

大阪府知事様

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る

補助事業遅延等報告書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業の遅延等について、大阪府補助金交付規則第6条第1項第4号及び新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 遅延等の理由を立証する書類を添付すること。

(様式第5号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る

交付申請取下申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業
を下記のとおり取り下げたいので、新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第9条第1
項の規定により申請します。

記

1 理 由

大阪府知事様

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る
補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業の遂行状況について、大阪府補助金交付規則第10条及び新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 進捗状況

2 補助事業に対する執行状況

経費区分	細目	内容	種別	支出済金額	備考

- (注) 1. 時点は11月30日現在とする。進捗状況欄には、申請書と対応させて研究開発等の経過等を記載すること。
2. 申請書の計画と比較して遅速のある場合はその理由を記載すること。
3. 補助事業に対する執行状況は、内容種別ごとに支出済金額を記載すること。

大 阪 府 知 事 様

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業
を 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、大阪府補助金交付規則第12条及び
新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり
報告します。

記

- 1 補助事業実施状況報告書 別紙1のとおり
- 2 補助事業決算書 別紙2のとおり
- 3 補助金交付決定額とその精算額

補助金交付決定額 円

補 助 金 精 算 額 円

(様式第7号別紙1)

[補助事業実施状況報告書]

補助事業名	
申請者の名称、所在地、代表者等	(名称) (所在地) (代表者) (電話)
参画企業、共同研究機関名、研究者名等	(機関名) (所在地) (電話) (氏名) (役職名) 主たる研究者について記載し、その他の研究者については名簿を添付してください。 「共同研究」には委託研究も含まれます。
実施期間	(開始) 年 月 日 (終了) 年 月 日
技術開発等の実績及び成果	計画との対比を明らかにしてください。 本事業により生じた試作品(プロトタイプ)、確立した技術についても記載してください。
事業化の見通し 今後のロードマップ	
期待される波及効果	
知的財産権の状況	
その他	成果発表会等での発表、新聞掲載、テレビ等による放送、論文、受賞等、特記事項があれば記載してください。

(様式第7号別紙2)

[補助事業決算書]

1 決算総表

(単位:円)

経費区分	細目	補助事業に要した経費	補助金交付決定額	補助金の額	備考
		計			
		計			
合	計				

補助金以外の経費負担 (補助事業経費のうち補助金によってまかなわれた部分以外の事項)

負担者	
負担額	
負担方法	

2 支出明細書

(単位:円)

経費区分	細目	事業費	積算	明細	補助金の額
		計			
		計			

※支出明細には消費税及び地方消費税を含まない

(注) 積算明細欄には、種別、数量、単価、金額を記載すること。

(様式第8号)

年 月 日

大阪府知事様

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る

交付請求書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助金について、新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

(内 訳)

交付決定通知額	金 円
受領済額	金 円
今回請求額	金 円
残 額	金 円

(様式第9号)

年 月 日

大阪府知事様

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る

概算払請求書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助金について、新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 概算払金額 金 円
- 2 概算払を請求する理由

(内 訳)

交付決定通知額	金	円
受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残額	金	円

(様式第10号)

年 月 日

大阪府知事様

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る
取得財産処分承認申請書

年度新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、大阪府補助金交付規則第19条及び新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

大阪府知事様

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る
事業化状況報告書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業
に関し、 年度の事業化状況について、新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱
第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

年度事業化状況報告書（補助年度 年度）

〔実施計画名： 〕

- 1 補助事業の実施結果を基にした事業化 有 無
- 2 知的財産権の申請及び譲渡又は実施権の設定（※） 有 無
- 3 その他補助事業の実施結果を他に供与 有 無
- 4 事業化状況、進捗状況等について
- 5 補助事業に係る納付額等（別紙記載事項参照）

補助金確定額	補助事業に係る 本年度収益額	控 除 額	本年度までの 補助事業に 係る支出額	基準納付額	前年度までの補助 事業に係る大阪府 への累積納付額	本年度納付額

※「知的財産権取得等届出書」（様式第12号）が未提出の場合はあわせて提出すること

(様式第 1 1 号別紙)

「5 補助事業にかかる納付額等」について

1. 「補助事業に係る本年度収益額」とは、補助事業の実施結果を基にした事業化が図られたとき、知的財産権の譲渡又は実施権の設定があったとき、その他当該補助事業の実施結果を他に供与したことによる総収入額から総収入を得るために要した費用を差し引いた額をいう。
(例. 製品の「売上高」から「売上原価」「販売費及び一般管理費」を差し引いた額)
2. 「控除額」とは、補助事業年度(補助金の対象となった年度)に当該技術開発に要した経費のうち、補助事業者が自己の負担によって支出した額の $1/5$ をいう。〔補助事業実績報告書に記載の事業実績額(助成事業に要した経費)から助成金の額を差し引いた額の $1/5$ の額〕(1円未満の端数は切り捨て)
3. 「本年度までの補助事業に係る支出額」とは、本年度までに補助事業に係る費用として支出された開発経費をいう。〔補助事業年度の補助金を含めた技術開発等に要した費用及びその後の追加開発に要した費用の合計〕
4. 「基準納付額」とは、補助事業に係る本年度収益額から「控除額」を差し引いた額に、「補助金確定額」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額」で除した額をいう。(1円未満の端数は切り捨て)
5. 「前年度までの補助事業に係る大阪府への累積納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
6. 「本年度納付額」とは、基準納付額と累積納付額の合計が補助金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、基準納付額と累積納付額の合計額が補助金確定額を超える場合には、補助金確定額から累積納付額を差し引いた残額が本年度納付額となる。

$$\text{○基準納付額} = (A - B) \times C / D$$

A : 補助事業の成果による本年度収益額 (純利益)

B : 控除額 (補助事業者が補助事業年度に自己負担した額の $1/5$)

C : 補助金確定額

D : 本年度までの補助事業に係る支出額 (補助事業に要した経費 + 追加開発に要した経費)

※追加開発に要した経費 : 人件費、原材料費、機械購入費等、外注加工費 など

例えば、補助事業の成果収益 (A) 300万円、補助事業実績額 200万円、補助金確定額 (C) 100万円、補助事業とは別に技術開発等に要した経費 2,000万円の場合
基準納付額 = $\{3,000,000 - [(2,000,000 - 1,000,000) \div 5]\} \times 1,000,000 \div (2,000,000 + 20,000,000) \doteq 127,272$ 円

(様式第12号)

年 月 日

大阪府知事様

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る
知的財産権取得等届出書

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記補助事業に関し、下記のとおり知的財産権の出願又は取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第17条の規定により届け出ます。

記

1 名称

2 種類（知的財産権の種類及び番号）

3 出願又は取得（譲渡、実施権の設定）の別

4 内容

5 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合のみ）